

川崎市公文書館の近況

－歴史的公文書等の情報提供制度の再構築を中心として－

秋田 達也
川崎市公文書館

1. 設立の経過

川崎市では、昭和 55 年 6 月に情報公開準備委員会を設置し、情報公開制度の検討を進めた。この過程で、制度の根幹となる公文書管理の徹底の必要性が指摘され、公文書を一元的に管理するための施設として公文書館構想が持ち上がった。昭和 56 年 3 月には、公文書館構想委員会が設置され、ソフト、ハードの両面から情報公開をめぐる諸課題の調査、研究を進めた。そして、川崎市公文書館は、市民生活の向上及び文化の発展に資するため、歴史的文化的価値のある公文書及び資料類を適正に保存し、かつ、有効に活用するとともに、市民生活の場に関する情報を中心とした統合的な情報公開を推進する施設として、公文書館法の制定に先立つ昭和 59 年 10 月に開設された。

2. 公文書館を取り巻く環境の変化

開設当初の公文書館は、市政資料担当（公文書の保存・管理、市政資料の収集・管理、歴史的公文書等の調査・研究）、情報公開担当、個人情報保護担当、市史編さん担当の 4 部門で業務を行っていた。

しかし、平成 7 年 4 月に情報公開担当と個人情報保護担当が総務局行政情報課情報公開担当に移管となり、平成 9 年 3 月には市史の編さん終了に伴い、市史編さん担当が廃止となった。

さらに平成 15 年度から文書管理システム

秋田 達也（あきた たつや）
川崎市公文書館館長。平成 19 年 4 月同館主幹。
平成 20 年 4 月から現職。

が稼動し、公文書の電子化が進展することに伴い、公文書館で集中管理する紙媒体の公文書数が徐々に減少することが考えられた。また、電子媒体の公文書から歴史資料として重要なものを選別、保存し、利用に供して行くことも考えなければならなかった。

公文書館ではこのような環境の変化を踏まえ、平成 18 年度に「公文書館のあり方報告書」を取りまとめ、いわゆる中間書庫としての現用公文書を集中管理する業務を効率的に行い、情報公開の推進に引き続き寄与すること、そして、公文書館の重要な業務である「歴史的公文書等の情報提供」に積極的に取り組むこととした。

3. 歴史的公文書等の情報提供制度の再構築

歴史的公文書等は、歴史資料として重要な公文書等で、情報公開条例で規定する公文書の対象とはなっていないが、情報公開条例で規定された不開示情報を含む場合もあることなどから、情報公開制度から引き続いて情報提供して行く制度をよりの確なものとするための重要事項を、平成 19 年 6 月に川崎市情報公開運営審議会に諮問し、同年 12 月に答申を頂いた。

この審議会の中で、歴史的公文書等の利用の可否の処分性についての議論がなされ、神奈川県立公文書館が所蔵資料の閲覧申請に対して行った制限について、不服申立て（審査請求）が提起された事例があること、また、川崎市公文書館は条例設置の公の施設であること。この点から、歴史的公文書等の利用は、公の施設の利用に当たるとの

判断を頂いた。そして利用する権利を制限するには条例によらなければならないとの地方自治法の規定により、平成20年度に、川崎市公文書館条例の一部改正及び関連規定を整備するなど、歴史的公文書等の情報提供制度の再構築を行った。

川崎市では、平成16年度に川崎市自治基本条例を制定している。同条例第5条は「市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。」という自治運営の基本原則の一つとして、情報共有の原則を掲げている。また、情報公開条例の前文では、公文書公開制度、個人情報保護制度、公人の資産公開制度、会議公開制度と並んで、歴史的公文書等の情報提供制度を含む情報提供制度からなる「統合的情報公開制度」を推進し、一層開かれた市政の実現を図ることなどが規定されている。

このことから、川崎市公文書館では、「歴史的公文書等は、市民の情報資産であり、公文書の公開と並んで、市民への説明責任を果たす重要な役割をもつもの。」と捉え、積極的な情報提供に努め、市民との情報共有を図って行きたいと考えている。

4. 公文書館の主な業務

現在、公文書館では開設当初からの重要な業務である中間書庫業務として、市で作成、取得した保存期間5年以上の文書について、原則として完結年度の翌々年度に引き継ぎを受け、保存期間中、適正に保存している。そして保存期間が経過し、廃棄手続きが取られた文書について、歴史的文化的価値を有するものを選別し、利用に供するために目録整備、個人情報等の利用制限情報のチェックなどを行っている。

また、日々市で作成される市政資料等を収集するとともに、主に市史編さんの過程で収集した古文書等の資料類を整理、管理している。古文書については、内容の確認を終え、利用が可能なものについて、目録を公開している。

普及活動については、所蔵資料を活用した講座と展示を行っている。講座は歴史講座と古文書講

座があり、古文書講座は読解のレベルに応じ、入門、初級、中級の3コースを設けている。歴史講座は、川崎地域の歴史に興味を抱き、更なる学習を進めようとする市民の方々を対象に、新たな川崎の発見、再認識の機会を提供するため開催している。

今年度の歴史講座は「移行期の川崎地域」と題し、江戸幕府の成立と川崎地域の人々（中世から近世へ）、江戸無血開城と川崎地域（江戸から明治へ）、公文書にみる市制施行前後の川崎地域（明治・大正から昭和へ）の3回の講座を開催した。古文書講座とともに毎回多くの応募が寄せられ、館のスペースの関係上、抽選により参加を頂いている。

展示については、講座の開催に併せて、年に2回程度、館内展示を行っている。今年度は、「古文書の印判」と「多摩川の渡舟と架橋」を行う。館外の展示としては、市役所庁舎での展示と、川崎市平和館と連携し、戦災に関する所蔵資料を活用し、戦争被害の悲惨さ、平和の尊さを考えるとともに、記録を保存することの重要性を伝えるため、2年前から、「川崎大空襲記録展」を共催している。

また昨年度、「川崎市公文書館だより」を10年ぶりに復刊し、市民の方々に公文書館の役割や所蔵資料などを紹介するとともに、ホームページをリニューアルし、所蔵資料のデータや画像をタイムリーに更新するなど、積極的な情報発信を行っている。

5. 今後の課題

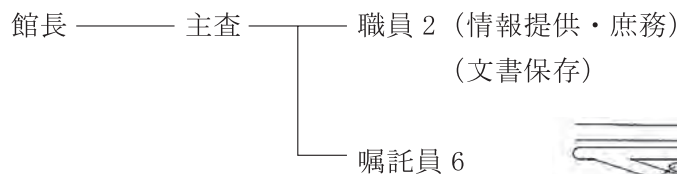
ハード面については、公文書館は開設から既に25年を経過し、施設の老朽化が目立っており、所蔵資料の保存環境の整備や劣化に対する対応が急務となっている。

ソフト面については、最近、市内旧家等からの古文書の寄託、寄贈が増加しており、公開に向けた整理や調査研究を行うため、専門職員を充実させて行く必要もある。そして何よりも、公文書館に対する市職員の意識変革や、公文書館の果たす役割を広く市民に広報すること、類縁施設との連携を図るなどして、所蔵資料の更なる有効活用を進めて行かなければならない。

データシート

- ・機 関 名 : 川崎市公文書館 (総務局情報管理部所属)
- ・所 在 地 : 〒211-0051 川崎市中原区宮内 4-1-1
- ・電話/FAX : 044-733-3933 / 044-733-2400
- ・Eメール : 16koubun@city.kawasaki.jp
- ・ホームページ : <http://www.city.kawasaki.jp/16/16koubun>
- ・交 通 : JR 南武線・東急東横線「武蔵小杉」下車
小杉駅バスターミナルから市バス・東急バスで「市営等々力グラウンド入口」下車
- ・開館年月日 : 1984 年 10 月 1 日
- ・設置根拠 : 川崎市公文書館条例 (昭和 59 年川崎市条例第 4 号)

組 織



建 物

- ・敷地面積 3,783.20 m²
- ・建物延床面積 2,451.38 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造

所蔵資料

- ・歴史的公文書 4,235
- ・古文書 639
- ・複製資料 2,765
- ・歴史図書等 20,100
- ・行政刊行物等 15,340

開館日数/入館利用者数

294 日 / 3,124 人 (平成 20 年度)

開館時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00

休 館 日

- ・月曜日、祝日 (月曜日に当たるときは翌日)
- ・年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)

主な業務 (平成 21 年度)

- ・現用公文書の引継ぎ、整理及び廃棄
- ・現用公文書の貸出及び閲覧 (市職員対象)
- ・開示請求受付け
- ・歴史的公文書の選別及び整理
- ・古文書、市政資料の収集及び整理
- ・講座の開催
- ・展示の実施
- ・「川崎市公文書館だより」通巻第 14 号 ~ 16 号発行
(第 16 号は平成 22 年 3 月予定)

